

4-4 法律エキスパートシステムの開発研究の対象領域

吉 野 一
加賀山 茂

法律エキスパートシステムは様々な法律分野で作成することが可能である。将来、一つの理想的な法律エキスパートシステムが実現されたときには、それはすべての法分野を網羅するシステムとなるであろう。しかし、そこまで到達するには随分と時間がかかることであろう。差し当たりは、特定の法領域に限定したシステムが構築されていくことになるだろう。またそうするのが賢明でもある。というのは、医療エキスパートシステムの MYCIN などの成功例を見ても、対象領域を限定するのが成功の一つの条件となっているからである。パイロットシステムやプロトタイプを開発する場合は、なおのことそれがいえる。

それでは、まずどの法律の分野で法律エキスパートシステムの開発研究に着手したら最も効果的な研究ができるのであろうか。どの法分野で本格的開発研究が試みられるべきかについては、次の観点から考察するべきである。すなわち、

(A) システム開発研究の波及効果——この場合も、

(イ) コンピュータ（とりわけ、新世代のコンピュータ）の開発研究にとって、

(ロ) 法学研究にとって、および

(ハ) 法律実務にとっての三つの観点から検討されるべきである——

(B) システム開発の容易性、

(C) システム開発の危険性、

(D) システム開発の発展可能性。

① (A) - (イ) の観点からみると、法的知識の体系並びに法的推論の仕組みが発達していて、理論や判例も整備されている法領域が望ましい。優れた法的知識の構造と推論メカニズムをコンピュータに載せる努力をすることによって、新世代のコンピュータの知識ベース（管理）システムや推論エンジンの開発に役立つものが得られるからである。

② (A) - (ロ) の観点からみると、多くの法学者並びに実務家が関心を持ち、理論的に重要視されている法領域であることが望ましい。法学者並びに法実務家があまり関心を持たない法律分野で法律エキスパートシステムを開発しても、法律家の関心と評価を得にくい。また開発のための法学者達の協力も得にくい。システムの内容が一人よがりのものとならないためにも、ある程度の数の法学者の協力が必要である。

③ (A) - (ハ) の観点からみると、法実務に利用する度合いの多い法律分野が望ましい。法律家があまり取り扱わない法分野で法律エキスパートシステムを開発しても、そのシステムは法律家の利用するところとならず、実務への貢献度も少ない。のみならず、利用度が少ないことから、法律家によるシステムのチェックも行われ難く、したがってまたシステムの信頼性も得にくい。

④ (B) の容易性の観点についていえば、条文の数も少なく範囲も狭い特殊法の分野が、開発に比較的容易であると一応考えられよう。このことは、とくにエキスパートとしての法律家の本格的な協力なしで、システム作成側の技術者のみで開発する場合に当てはまるといえよう。しかし、注意しなければならないのは、エキスパートシステムの開発研究はエキスパートとしての法律家の密接な協力の下に行われるべきことである。上記②および③で指摘された点に留意すべきである。システム開発の容易性は、専門家としての法律家の協力にかかっており、専門家のよき協力が得られやすい法領域であるということがその必須の条件の一つであるといえる。さらにまた特殊法分野も基本的法を前提としているということに注意を向けるべきである。例えば、特許法や著作権法

についてみても、それは民法の特別法として民法の諸法規範文と原理を前提として、その上に構成されており、基本的法としての民法のシステムが構築されないかぎり、これらのエキスパートシステムの実用性には根本的限界がある。

⑤（C）の開発の危険性の観点については、法律エキスパートシステムの開発そのものがもたらす危険性についても、議論されうる。しかし、このことを一応度外視すると、公権力の行使が前面に出てくる領域、例えば、刑法などはエキスパートシステムに比較的なじまない分野であるといえるかもしれない。しかし、これについては、種々の立場から意見が分かれる。

⑥（D）の開発研究の汎用性（発展可能性）の問題は、（A）の開発研究の波及効果の問題と関連がある。さらに、開発された法律エキスパートシステムの発展可能性が大となるためには、その上にさまざまな法律が載ることができる基本的法の分野で法律エキスパートシステムを開発することが望ましい。

法律エキスパートシステムの適用可能な領域と、開発に関する問題点を簡略化して図示すると図-1のようになると思われる。

図-1

	実用性と波及効果			容易性	開発危険	汎用性
	コンピュータ	法学	法律実務			
憲法	小	中	小	大		中
行政法	中	中	大	小		中
民法						
契約法	大	大	大	小		大
不法行為法	中	中	大	大		中
商法	中	中	大	小		小
民事訴訟法	中	大	大	中		中
刑法	中	中	小	大	?	中

刑事訴訟法	中	中	大	中	中
労働法	中	中	大	小	小
経済法	小	小	大	小	小
国際法	小	小	小	小	中

⑦以上（①-⑥）の考察に基づいて、法律エキスパートシステムの開発研究が望ましい法分野の一つとして、民法、中でも、契約を中心とする債権法の領域をあげることができる。契約法の体系と理論は、ローマ法以来の2000年余の歴史を経て精緻なものとなっており、またそれは諸法体系の基本的法としての位置をしめているからである。また、法律家の関心と実用性も極めて高く、一般市民の関心を引くことができ、必要性も大である法分野であるからである。そして法学や法学教育に寄与するところも大きいといえる。

その他の法分野として、実用性の高さの点から労働法（とくに労働協約などについて）注目すべきであるとの意見も第1回法律エキスパートシステム研究会シンポジウムでだされた。しかし、労働協約もまた契約の一形態であり、労働法のエキスパートシステムも契約法のシステムを前提にしなければならない。フランス民法の明文にあるように、「契約は法を創造する」のであり、契約法は諸法体系と理論の基本的部分として妥当するのである。

[注]

本稿は筆者（吉野一）が財団法人新世代コンピュータ技術開発機構による委託研究の成果として提出した報告書の3.4章に加筆したものである。参照：吉野一『法律エキスパートシステムに関する調査——法律エキスパートシステムの可能性——』（財団法人新世代コンピュータ技術開発機構，社団法人日本機械工業連合会刊），28-30頁。